

平成30年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例（平成26年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する  
免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が  
適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴  
い、放課後児童支援員の資格に関する規定を整備するため